

事務局長	書記

伊豆の国市農業委員会 3月定例会議議事録

開催日時 令和8年3月10日(火)
午後2時30分～午後4時30分
場 所 あやめ会館3F多目的ホール

出席委員： 12人 欠席： 2人

No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名
1	遠藤照彦	5	松下満雄	9	土田哲	13	萩原一英	事務局	小坂高一郎
2	山田尚志	6	與五澤文義	10	窪井千容	14	鈴木宗雄		小澤竜哉
3	中川謙一	7	渡邊伸一	11	天野進				福本南斗
4	土屋克彦	8	内田久	12	星合省吾				

推進委員： 10人 欠席： 1人

No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名
1	杉山芳喜	4	岡本仁	7	渡邊光一	10	土屋栄
2	白井孝	5	久保田正一	8	田中正男	11	重田庄八郎
3	高梨誠	6	渡邊一弘	9	平木宏		

議事の内容

審議案件 議案第1号 農地法第3条許可申請書承認の件・・・・・・・・・・ 8件

報告事項 農地法届出書(専決事項)について

報告第1号 農地法第5条届出書受理の件・・・・・・・・・・ 1件

報告第2号 農業用施設届出書受理の件・・・・・・・・・・ 1件

その他

農業委員・農地利用最適化推進委員改選について
農地の利用目的変更に係る盛土等指導要綱の改定について
農業委員の辞任について

開 会 事務局長	<p>本日、農業委員の過半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立しておりますことを報告します。</p> <p>なお、各委員の皆様におかれましては、携帯電話をマナーモードへの切り替えをお願いいたします。</p> <p>それでは、会長の進行により、慎重なる審議の程、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
議事録署名人 会 長	<p>それでは議事に入ります。議事録署名人を指名致します。3番中川委員、4番土屋委員を議事録署名人に指名いたします。では、議案第1号に入ります。</p>
審議案件 【議案第1号】 会 長	<p>○【議案第1号 農地法第3条許可申請書承認の件】</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請書承認の件」を議題とします。</p> <p>議案第1号59番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号59番について「朗読」</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可」の59番について説明します。場所と写真は資料番号①をご覧ください。</p> <p>譲受人の経営面積は2,937㎡です。譲受人の年齢は75歳で、農作業経験は15年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては露地野菜を栽培する予定です。申請地は自宅から車で10分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は1筆で10万円です。事務局からの説明は以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、天野地区の担当委員は8番内田委員です。よろしくお願ひします。</p>
内田委員	<p>(議案第1号59番農地法第3条許可について説明)</p>
会 長	<p>担当委員からの補足説明が終わりました。続いて天野地区担当の渡邊光一推進委員から意見をお願いします。</p>
渡邊光一推進委員	<p>(議案第1号59番農地法第3条許可について意見)</p>
会 長	<p>質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。</p> <p>質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願ひします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、本案件は承認されました。</p> <p>議案第1号60番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号60番について「朗読」</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可」の60番について説明します。場所と写真は資料番号②をご覧ください。</p> <p>譲受人の経営面積は9,035.32㎡です。譲受人の年齢は68歳で、農作業経験は20年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては露地野菜を栽培する予定です。申請</p>

	<p>地は自宅から100mほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。今回は贈与のため無償です。事務局からの説明は以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、天野地区の担当委員は8番内田委員です。よろしくをお願いします。</p>
内田委員	<p>(議案第1号60番農地法第3条許可について説明)</p>
会 長	<p>担当委員からの補足説明が終わりました。続いて天野地区担当の渡邊光一推進委員から意見ををお願いします。</p>
渡邊光一推進委員	<p>(議案第1号60番農地法第3条許可について意見)</p>
会 長	<p>推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。</p> <p>質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。</p>
会 長	<p>質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第1号61番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号61番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の61番について説明します。場所と写真は資料番号③をご覧ください。 譲受人の市内経営面積は26,812.2㎡で、沼津市の経営面積を合わせると、合計で92,298.56㎡になります。譲受人の年齢は57歳で、農作業経験は35年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においてはミカンを栽培する予定です。申請地は自宅から車で15分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。賃料は年間10aあたり3万円です。事務局からの説明は以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、富士見地区の担当委員は8番内田委員です。よろしくをお願いします。</p>
内田委員	<p>(議案第1号61番農地法第3条許可について説明)</p>
会 長	<p>担当委員からの補足説明が終わりました。続いて富士見地区担当の渡邊光一推進委員から意見ををお願いします。</p>
渡邊光一推進委員	<p>(議案第1号61番農地法第3条許可について意見)</p>
会 長	<p>推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、</p>

	<p>議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。</p> <p>質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。</p>
会 長	<p>質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第1号62番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号62番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の62番について説明します。場所と写真は資料番号④をご覧ください。 譲受人の経営面積は4,055㎡です。譲受人の年齢は64歳で、農作業経験は24年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては露地野菜を栽培する予定です。申請地は自宅から車で5分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。価格は1筆で4万円です。事務局からの説明は以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、中地区の担当委員は私です。私の方から説明を致します。</p> <p>(議案第1号62番農地法第3条許可について説明)</p> <p>担当委員からの補足説明を終わります。続いて推進委員の補足説明ですが、中地区担当の田中推進委員は本日欠席のため、質問に移りたいと思います。 質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。</p>
会 長	<p>質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。</p> <p>質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第1号63番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号63番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の63番について説明します。場所と写真は資料番号⑤をご覧ください。 譲受人の経営面積は3,723㎡です。譲受人の年齢は50歳で、農作業経験は12年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確</p>

	<p>認しました。申請地はミニトマト栽培の用に供する予定です。申請地は自宅から車で10分ほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。今回は贈与のため無償です。事務局からの説明は以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、葦山葦山地区の担当委員は3番中川委員です。よろしくお願ひします。</p>
中川委員	<p>(議案第1号63番農地法第3条許可について説明)</p>
会 長	<p>担当委員からの補足説明が終わりました。続いて葦山葦山地区担当の白井推進委員から意見をお願いします。</p>
白井推進委員	<p>(議案第1号63番農地法第3条許可について意見)</p>
会 長	<p>推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。</p>
会 長	<p>質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。</p> <p>質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願ひします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第1号64番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号64番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の64番について説明します。場所と写真は資料番号⑥をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧ください。</p> <p>譲受人の父所有の農地は4,849㎡ですが、本人名義の経営面積は0㎡であり、本案件で4,760㎡になります。譲受人の年齢は36歳で、農作業経験は5年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては水稲と露地野菜を栽培する予定です。申請地は自宅から平均2kmほどの距離にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。今回は贈与のため無償です。事務局からの説明は以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、堀之上地区の担当委員は8番内田委員です。よろしくお願ひします。</p>
内田委員	<p>(議案第1号64番農地法第3条許可について説明)</p>
会 長	<p>続いて、北江間・南江間地区の担当委員は13番萩原委員です。よろしくお願ひします。</p>

萩原委員	(議案第1号64番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。次に、欄之上地区担当の渡邊光一推進委員から意見ををお願いします。
渡邊光一推進委員	(議案第1号64番農地法第3条許可について意見)
会 長	続いて、北江間・南江間地区担当の重田推進委員から意見ををお願いします。
重田推進委員	(議案第1号64番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて、議案第1号65番・66番については関連がありますので、一括して審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号65番・66番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の65番・66番について説明します。 場所と写真は資料番号⑦⑧をご覧ください。 譲受人の経営面積は777㎡です。譲受人の年齢は73歳で、農作業経験は18年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては露地野菜を栽培する予定です。申請地は現在の自宅から5km、伊豆の国市移住後は自宅正面にあるため通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は10aあたり150万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、奈古谷地区担当の松下委員は本日欠席のため、推進委員の補足説明に移ります。奈古谷地区担当の岡本推進委員よろしくをお願いします。
岡本推進委員	(議案第1号65・66番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。

会 長	<p>質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。</p>
会 長	<p>○【報告事項 農地法届出(専決事項)について】 報告事項について事務局報告をしてください。 なお、質問は事務局報告後一括して行いますので、報告番号を示し質問を行ってください。</p>
【報告第1号】 事務局	<p>農地法第5条届出書受理の件について23番を「朗読」。 転用目的は駐車場敷地です。令和8年2月5日付、伊国農委第5号受理番号第23号にて受理しました。また、補足資料も併せてご覧ください。</p>
【報告第2号】 事務局	<p>農業用施設届出書受理の件について7番を「朗読」。 農業用施設の概要は施設面積136.9㎡の農業用駐車場です。令和8年2月16日付、伊国農委(施設)受理番号第7号にて受理しました。また、補足資料も併せてご覧ください。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。</p> <p>質問は無いようですので、続いて、質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。</p>
会 長	<p>質問はないようですので報告事項を終わります。</p>
会 長	<p>続きまして、農用地利用集積等促進計画案について、市長より意見を求められています。 それでは事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農用地利用集積等促進計画案を「朗読」</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。</p>
会 長	<p>質問は無いようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。</p>
会 長	<p>質問が無ければ採決に入ります。農用地利用集積等促進計画案について、異議なしの意見を提出することに賛成される農業委員は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案は異議なしとして提出します。</p>
会 長	<p>その他事務局より何かありますか。</p>

その他 事務局長	○農業委員・農地利用最適化推進委員改選について ○農地の利用目的変更に係る盛土等指導要綱の改定について
閉会 事務局長	以上で今月の案件は全て終了いたしました。長時間にわたるご審議ありがとうございました。 次回は令和8年4月10日(金)午後2時30分から定例農業委員会を行う予定です。時間の変更がある場合は開催通知でお知らせします。場所は蕪山文化センター(時代劇場)映像ホールです。それでは3月の定例総会を閉会します。本日はありがとうございました。